

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和6年（ラ）第768号
事 件 名	閲覧等制限申立却下決定に対する抗告事件
判決年月日	令和6年5月17日
判 示 事 項	原告が検察官による勾留請求等の違法を主張して被告国に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める訴訟事件の訴訟記録中、原告提出の主張書面及び書証に、当該訴訟の当事者以外の者で別件刑事訴訟の被害者等であった者につき刑事訴訟法290条の2所定の秘匿決定がされた被害者特定事項の記載があるとして、被告国がした当該記載部分の閲覧等の制限の申立てにつき、民事訴訟法92条1項1号を類推適用すべきであるとされた事例
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	本件は、基本事件（未成年者誘拐罪の被疑者として勾留され、勾留期間を延長された上で、同罪の事実で起訴されたXが、国に対し、検察官の勾留請求等が違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等の支払を求めている事案）においてXが提出した書証の中に上記の未成年者誘拐事件の被害者及びその父母（以下「本件被害者ら」という。）の氏名等が記載されていたところ、国が、第三者において当該記載部分の閲覧等が行われることにより、本件被害者らが社会生活を営むに著しい支障を生ずるおそれがあるなどと主張して、民訴法92条1項1号又はその類推適用に基づき、当該記載部分の閲覧等の制限の申立てをした事案である。
訟 務 月 報	70巻12号